

検算	設計	係長	課長補佐	課長	次長	局長	決裁区分
							戊

令和 6 年度

公共下水道事業

(認証)

マンホールトイレ実施設計委託業務 (R6-1)

見積参考資料

- ・「見積参考資料」は、入札参加業者の迅速で適正な業務費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではありません。
- ・入札においては、「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとします。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合があります。

委託業務場所	高知市 升形 外	下水道整備課
委託業務日数 200 日	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日	

設計金額		円	委託業務の概要	
内	業務価格	円	【測量業務】	
	消費税及び地方消費税相当額	円	4級基準点測量	9 点
			現地測量	1 業務
訳			仮BM設置測量	0.15 km
			【設計業務】	
			汚水貯留槽構造比較検討	1 式
			マンホールトイレシステム実施設計	1 式
			耐震性貯水施設 (小規模) 実施設計	1 式
			報告書作成	1 式
			設計協議	1 式
			【試験掘削工】	
			試験掘削工	1 式
業務委託対象金額		円	業務委託理由	
摘要 消費税及び地方消費税相当額抜きの 業務委託請負対象金額		円	本業務は、公共下水道普及区域の指定避難所を対象に、下水道流下・貯留併用型マンホールトイレの詳細設計を委託するものである。	

## 設計条件一覧表（委託業務）

### ■諸経費等条件

諸 経 費 計 算 情 報		諸 経 費 計 算 情 報	
単価適用年月日	令和 6年 4月 1日	まるめ区分	万円まるめ（業務価格100万円以上）
単価適用地区	高知土木事務所 1地区(南部地区)		
■測量業務			
委託先	建設コンサルタント		
電子成果品作成費	計上する		
安全費地域	計上しない		
安全費率	0.00		
旅費交通費の率計上有無	計上しない		
まるめ区分	万円まるめ（業務価格100万円以上）		
■設計業務			
委託先	建設コンサルタント		
電子成果品作成費	計上する		
設計書の種類	概略、予備、詳細設計		
旅費交通費の率計上有無	計上しない		

### ■参考資料一覧表

- 本設計にあたって参考としている資料は、下記のとおりとする。  
ただし、積算方法を特定するものではない。

工 種	参 考 資 料	資料適用年月日
汚水貯留槽構造比較検討	高知県土木部積算図書 設計及び測量・調査業務積算資料 第3編 第7節 一般構造物設計 7-1 門型ラーメン・箱型函渠を準用	令和5年度
マンホールトイレシステム実施設計 耐震性貯水施設（小規模）実施設計 報告書作成 設計協議	一般社団法人 管路診断コンサルタント協会 下水道管路施設改築・修繕に関する設計委託業務標準歩掛（案）	令和3年版 （令和3年10月）

## 諸経費計算情報

単価適用年月日	令和 6年 4月 1日 ✓
単価適用地区	高知土木事務所 1 地区(南部地区) ✓
工種区分	公園工事 ✓
ICT補正 (3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理)	補正しない ✓
技術者間接費の計上有無	計上しない ✓
機器単体費の計上有無	計上しない ✓
施工地域・工事場所区分の補正 (共通仮設費)	一般交通影響有り (2) - 2 ✓
除雪工事で営繕費の補正を行う場合の補正	補正しない ✓
施工地域・工事場所区分の補正 (現場管理費)	一般交通影響有り (2) - 2 ✓
堤頂20mの補正	補正しない ✓
緊急工事の補正	補正しない ✓
前払金支出割合	35%を超える (1.00) ✓
契約保証に係る補正	補正しない ✓
工事価格まるめ区分	万円まるめ ✓
現場環境改善費の計上有無	計上しない ✓
熱中症対策の補正有無	補正しない ✓

## 委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量業務					
直接測量費					
4級基準点測量 /	式	1			明細表 第1号 /
現地測量 /	式	1			明細表 第2号 /
仮BM設置測量 /	式	1			明細表 第3号 /
電子成果品作成費	式	1			
直接業務費					
諸経費	式	1			
測量業務価格 /					

## 委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務					
直接人件費					
マンホールトイレシステム実施設計	式	1			明細表 第4号
直接経費					
電子成果品作成費	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価計					
一般管理費等	式	1			
設計業務価格					

## 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
下水道					
試験掘削工					
試験掘工 //					
試験掘工 /	式	1			明細表 第5号
仮設工 /					
交通管理工 /	式	1			明細表 第6号
直接工事費計 //					
共通仮設費積上分					
技術管理費 //	式	1			
技術管理費 /	式	1			明細表 第7号



## 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
共通仮設費率分	式	1			
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費	式	1			
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等	式	1			
工事価格					











明細表 第 4号  
マンホールシステム実施設計

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
汚水貯留槽構造比較検討 設計計画, 設計条件の確認, 比較形式選定, 概略設計計算, 概略設計図 概算工事費算出, 比較一覧表作成, 照査	式	1			単価表 第 4 号
マンホールシステム実施設計 調査, 設計計画, 各種計算, 設計図作成, 数量計算, 照査 施設数=3	式	1			単価表 第 5 号
耐震性貯水施設(小規模)実施設計 構造計画, 各種計算, 耐震計算, 設計図作成, 数量計算, 照査 施設数N=3	式	1			単価表 第 6 号
報告書作成	式	1			単価表 第 7 号
設計協議 中間3回	式	1			単価表 第 8 号
1 式 当り					

明細表 第 5号  
 試掘工

明細表

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断 アスファルト舗装版, 15cm以下, しない<標準>(全ての費用)	m	64			施工P 第1号
舗装版破碎積込(小規模土工) しない<標準>(全ての費用)	m <sup>3</sup>	32			施工P 第2号
殻運搬 舗装版破碎, 機械積込(小規模土工), DID区間有り, 4.5km以下, しない<標準>(全ての費用)	m <sup>3</sup>	0.5			施工P 第3号
処分料 再資源化施設(As) 再生骨材-1	m <sup>3</sup>	0.5			処分費
殻運搬 舗装版破碎, 機械積込(小規模土工), DID区間有り, 4.5km以下, しない<標準>(全ての費用)	m <sup>3</sup>	0.3			施工P 第3号
処分料 再資源化施設(As) 再生骨材-1	m <sup>3</sup>	0.3			処分費
殻運搬 舗装版破碎, 機械積込(小規模土工), DID区間有り, 4.5km以下, しない<標準>(全ての費用)	m <sup>3</sup>	0.5			施工P 第3号
処分料 再生プラント(As) 再生AS-6	m <sup>3</sup>	0.5			処分費
機械掘削工(小型バックホリ) 山積0.13m <sup>3</sup> , 砂・砂質土	m <sup>3</sup>	33.1			単価表 第9号
掘削 土砂, 現場制約あり	m <sup>3</sup>	6.4			施工P 第4号



明細表 第 5号  
 試掘工

明細表

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
人力積込 土砂	m3	6.4			施工P 第5号
ダンプトラック運搬(2t積) バックホ山積0.13m3 ,L=4.5 km以下,DID区間:有	m3	12.7			単価表 第10号
土砂等運搬 現場制約あり,人力,土砂(岩塊・玉石混り土含む),DID区間有り,4.5km以下	m3	2.4			施工P 第6号
残土処分費 2t,残土場:高知市円行寺	m3	15.1			処分費
ダンプトラック運搬(2t積) バックホ山積0.13m3 ,L=4.8 km以下,DID区間:有	m3	8.9			単価表 第11号
土砂等運搬 現場制約あり,人力,土砂(岩塊・玉石混り土含む),DID区間有り,6.0km以下	m3	1.6			施工P 第7号
残土処分費 2t,残土場:高知市一宮	m3	10.5			処分費
ダンプトラック運搬(2t積) バックホ山積0.13m3 ,L=16.1 km以下,DID区間:有	m3	11.5			単価表 第12号
土砂等運搬 現場制約あり,人力,土砂(岩塊・玉石混り土含む),DID区間有り,10.5km以下	m3	2.4			施工P 第8号
残土処分費 2t,残土場:高知市春野町西畑	m3	11.5			処分費



明細表 第 5号  
試掘工

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
残土処分費 2t.残土場:高知市一宮	m3	2.4			処分費
砂埋戻工(小型バックホ投入) 再生砂(高知土木1地区),山積0.13m3	m3	3			単価表 第 13 号
碎石埋戻工(小型バックホ投入) 再生碎石 RC-40,締固め:有,山積0.13m3	m3	33			単価表 第 14 号
碎石埋戻工(小型バックホ投入) 再生粒調碎石 RM-30,締固め:有,山積0.13m3	m3	4			単価表 第 15 号
表層(車道・路肩部) 平均幅員1.4m未満(仕上厚50mm以下),30mm,再生密粒度7スコン(13),瀝青材料無し,しない<標準>(全ての費用),小型車加算有り,夜間割増無し,溶融スチール無し	m <sup>2</sup>	32			施工P 第 10 号
1 式 当り					





単価表 第 1号

4級基準点測量(木杭)

単価表

( 35 )

金額:

内容: 耕地, 平地, 伐採なし

1 点 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人	1			[1][2] 人件費 $1.0 \times (1 + \text{変化率})$
測量技師	人	8			[1][2] 人件費 $8.0 \times (1 + \text{変化率})$
測量技師補	人	8			[1][2] 人件費 $8.0 \times (1 + \text{変化率})$
測量助手	人	8			[1][2] 人件費 $8.0 \times (1 + \text{変化率})$
機械経費 3% 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			[2]
通信運搬費等 3% 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
材料費 2.5% 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
精度管理費 9% 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	(	35	点 当り		)
	(	1	点 当り		)



単価表 第 2号

現地測量

単価表

( 1 )

金額:

内容: 耕地, 平地, 縮尺=1/500, A=0.0027 km<sup>2</sup>

1 業務 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
測量主任技師	人	0.09			[1][2] 人件費 $0.3 \times \text{補正係数} \times (1 + \text{変化率})$
測量技師	人	2.76			[1][2] 人件費 $9.2 \times \text{補正係数} \times (1 + \text{変化率})$
測量技師補	人	5.22			[1][2] 人件費 $17.4 \times \text{補正係数} \times (1 + \text{変化率})$
測量助手	人	2.46			[1][2] 人件費 $8.2 \times \text{補正係数} \times (1 + \text{変化率})$
機械経費 6.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			[2]
通信運搬費等 0.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
材料費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
精度管理費 5 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	(	1	業務 当り		)
<p>*** 施工条件 ***</p> <p>地域による分類 : 耕地</p> <p>地形による分類 : 平地</p>					





単価表 第 3号 / 仮BM設置測量 ( 1 )

金額： 内容：耕地，平地，0～1,000台未満/12時間 1 km 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師	人	1.4			[1][2] 人件費 1.4×(1+変化率)
測量技師補	人	2.3			[1][2] 人件費 2.3×(1+変化率)
測量助手	人	1.2			[1][2] 人件費 1.2×(1+変化率)
機械経費 2.5%。 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			[2]
材料費 2.5%。 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
精度管理費 10%。 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	(	1	km 当り		)

\*\*\* 施工条件 \*\*\*  
 地域による分類 : 耕地  
 地形による分類 : 平地

交通量の現地条件 : 0～1,000台未満/12時間  
 作業地域の重複 : 作業地域が1つ

--	--	--	--	--	--

単価表 第 4号

汚水貯留槽構造比較検討

単価表

( 1 )

金額：

内容：設計計画, 設計条件の確認, 比較形式選定, 概略設計計算, 概略設計図  
概算工事費算出, 比較一覧表作成, 照査

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	2.2			人件費
技師(A)	人	2.4			人件費
技師(B)	人	2.8			人件費
技師(C)	人	3.5			人件費
技術員	人	2.1			人件費
	(	1	式 当り		)

単価表 第 5号

マンホールトイレシステム実施設計。

単価表

( 1 )

金額：

内容：調査, 設計計画, 各種計算, 設計図作成, 数量計算, 照査  
施設数=3

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
理事・技師長	人	0.909			人件費
主任技師	人	4.726			人件費
技師(A)	人	5.500			人件費
技師(B)	人	8.000			人件費
技師(C)	人	9.000			人件費
技術員	人	7.000			人件費
	(	1	式 当り		)

単価表 第 6号 / 耐震性貯水施設(小規模)実施設計

単価表

( 1 )

金額 :

内容 : 構造計画, 各種計算, 耐震計算, 設計図作成, 数量計算, 照査  
施設数N=3

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	4.928			人件費
技師(A)	人	4.928			人件費
技師(B)	人	9.856			人件費
技師(C)	人	7.392			人件費
技術員	人	1.232			人件費
	(	1	式 当り		)

単価表 第 7号 / 報告書作成

単価表

( 1 )

金額： 内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	1			人件費
技師(A)	人	4			人件費
技師(B)	人	3			人件費
技師(C)	人	1			人件費
	(	1	式 当り		)





単価表 第 9号

機械掘削工(小型バックホ)

単価表

( 100 )

金額:

内容: 山積0.13m<sup>3</sup>, 砂・砂質土

1 m<sup>3</sup> 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	2.4			
普通作業員	人	6.7			
小型バックホ運転(山積0.13m <sup>3</sup> )	日	2.27			
諸雑費	式	1			
	(	100	m <sup>3</sup> 当り		)
	(	1	m <sup>3</sup> 当り		)
<p>*** 施工条件 ***                      バックホの規格 : 山積0.13m<sup>3</sup>                      土質区分 : 砂・砂質土</p>					

単価表 第 10号 / ダンプトラック運搬(2t積) 単価表 ( 10 )

金額 : 内容 : ハック材山積0.13m<sup>3</sup> , L=4.5 km以下, DID区間:有 1 m<sup>3</sup> 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ダンプトラック運転(2t積)	日	1.1			
諸雑費	式	1			
	(	10	m <sup>3</sup> 当り		)
	(	1	m <sup>3</sup> 当り		)
<p>*** 施工条件 ***</p> <p>積込機種 : ハック材山積0.13m<sup>3</sup></p> <p>運搬距離(片道) : L=4.5 km以下</p> <p>DID区間の有無 : DID区間:有</p> <p>刃々損耗条件 : 良好</p>					

単価表 第 11号

ダンプトラック運搬(2t積)

単価表

( 10 )

金額:

内容: ハックホ山積0.13m3, L=4.8 km以下, DID区間:有

1 m3 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ダンプトラック運搬(2t積)	日	1.1			
諸雑費	式	1			
	(	10	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
<p>*** 施工条件 ***</p> <p>積込機種 : ハックホ山積0.13m3</p> <p>運搬距離(片道) : L=4.8 km以下</p> <p>DID区間の有無 : DID区間:有</p> <p>タイヤ損耗条件 : 良好</p>					

単価表 第 12号

ダンプトラック運搬(2t積)

単価表

( 10 )

金額:

内容: ハック材山積0.13m3, L=16.1 km以下, DID区間:有

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ダンプトラック運搬(2t積)	日	3			
諸雑費	式	1			
	(	10	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
<p>*** 施工条件 ***</p> <p>積込機種 : ハック材山積0.13m3</p> <p>運搬距離(片道) : L=16.1 km以下</p> <p>DID区間の有無 : DID区間:有</p> <p>タイヤ損耗条件 : 良好</p>					

単価表 第 13号 / 砂埋戻工(小型バックホ投入)

単価表

( 100 )

金額 :

内容 : 再生砂(高知土木1地区), 山積0.13m3

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	2.5			
普通作業員	人	3.8			
再生砂	m3	126			
小型バックホ運転(山積0.13m3)	日	1.54			
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
<p>*** 施工条件 ***</p> <p>砂の種類 : 再生砂(高知土木1地区)</p> <p>タンパ締固めの有無 : 締固め:無</p> <p>バックホの規格 : 山積0.13m3</p>					



単価表 第 14号

砕石埋戻工(小型バックホ投入)

単価表

( 100 )

金額:

内容: 再生砕石 RC-40, 締固め:有, 山積0.13m3

1 m3 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役	人	2.5			
普通作業員	人	3.8			
再生砕石 RC-40	m3	120			
小型バックホ運転(山積0.13m3)	日	1.54			
バックホ締固め しない<標準>(全ての費用)	m3	100			施工P 第9号
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 ***					
砕石の種類	: 再生砕石 RC-40				
バックホ締固めの有無	: 締固め:有				
バックホの規格	: 山積0.13m3				

単価表 第 15号

碎石埋戻工(小型バックホ投入)

単価表

( 100 )

金額:

内容: 再生粒調碎石 RM-30, 締固め:有, 山積0.13m3

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	2.5			
普通作業員	人	3.8			
再生粒調碎石 RM-30	m3	120			
小型バックホ運転(山積0.13m3)	日	1.54			
クハ 締固め しない<標準>(全ての費用)	m3	100			施工P 第9号
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
<p>*** 施工条件 ***</p> <p>碎石の種類 : 再生粒調碎石 RM-30</p> <p>クハ 締固めの有無 : 締固め:有</p> <p>バックホの規格 : 山積0.13m3</p>					



令和6年度 マンホールトイレ実施設計委託業務

マンホールトイレシステム実施設計

	マンホールトイレシステム実施設計業務					
	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
1 調査						
1-1 資料収集						
1-2 現地踏査						
1-3 現場作業						
2 マンホールトイレシステムの検討						
3 設計計画						
4 各種計算						
5 耐震性貯水施設(小規模)実施設計	別途					
6 耐震計算						
6-1 調査						
6-2 条件設定						
6-3 耐震計算						
7 設計図作成						
8 数量計算						
9 照査						
基準歩掛小計						
基準歩掛小計(照査除く)						
基本歩掛における総人工数(照査除く)						
設計歩掛小計(各控除内容+照査除く)						
設計総人工数(照査除く)						
補正率(少数第4位四捨五入)						
照査の人役(少数第4位四捨五入)						
合 計						
施設数補正						
合 計 (少数第4位四捨五入)						

施設数補正(N=3施設) =

控除対象項目

令和6年度 マンホールトイレ実施設計委託業務

耐震性貯水施設(小規模)実施設計業務

	耐震性貯水施設(小規模)実施設計業務					
	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
1 構造計画						
2 各種計算						
3 耐震計算						
3-1 調査						
3-2 条件設定						
3-3 耐震計算						
4 設計図作成						
5 数量計算						
6 照査						
基準歩掛合計						
施設数補正						
合計 (少数第4位四捨五入)						

施設個数補正(N=3個) =

令和6年度 マンホールトイレ実施設計委託業務

報告書作成

報告書作成						
	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
報告書作成						
基準歩掛合計						
合計						

令和6年度 マンホールトイレ実施設計委託業務

設計協議

	設計協議						備 考
	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
1 第1回打合せ							
2 中間打合せ							1回当り
							※中間3回
3 最終打合せ							
基準歩掛合計							
合 計							



## 測量条件項目表

項 目	設 計 条 件
工 期	200 日間
場 所	高知市 升形 外
基準点測量	1. 地域・地形による分類      耕地・平地 2. 伐採の有無                    無 3. 作業地域の重複                作業地域が1つ
現地測量	1. 地域・地形による分類      耕地・平地 2. 縮尺による分類                縮尺=1/500 3. 作業量                            A=0.0027km <sup>2</sup> 4. 作業地域の重複                作業地域が1つ
仮BM設置測量	1. 地域・地形による分類      耕地・平地 2. 交通量の現地条件              0~1,000台未満/12時間 3. 作業地域の重複                作業地域が1つ
まるめ区分	万円まるめ (業務価格100万円以上)
積算単価適用日	令和6年4月1日

## 設計条件項目表

項 目	設 計 条 件
工 期	200 日間
場 所	高知市 升形 外
マンホールトイレシステム実施設計	マンホールトイレ数 10基/1施設当り マンホールトイレシステム施設数 3箇所
耐震性貯水施設（小規模）実施設計	耐震設計 : レベル1及びレベル2地震動 耐震性貯水施設（小規模）の個数 3個
報 告 書 作 成	(有) 無
設 計 協 議	中間打合せ 3回
まるめ区分	万円まるめ（業務価格100万円以上）
積算単価適用日	令和6年4月1日

### 試験掘削工条件項目表

項 目	設 計 条 件
工 期	200 日 ✓
場 所	高知市 升形 外 ✓
工種区分	公園工事 ✓
施工地域・工事場所 の補正	一般交通影響有り(2) - 2 ✓
前払金支出割合	35%を超える(1.00) ✓
契約保証に係る 補正	補正しない ✓
工事価格まるめ区分	万円まるめ ✓
積算単価適用日	令和6年4月1日 ✓

# マンホールトイレ実施設計委託業務（R6-1）

## 一般仕様書

### 第1章

#### 1.1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、委託範囲の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

#### 1.2 適用範囲

業務の実施においては、「高知県土木設計等業務共通仕様書」「高知県測量業務共通仕様書」（高知県委託業務技術者必携、平成21年6月改定）に基づくほか、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い委託業務を行うものとする。

#### 1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

#### 1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### 1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

#### 1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### 1.7 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占有許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

- (1) 施工に関係する施設管理者との占有許可申請及び設計協議等に係る資料を作成すること。また、業務期間外にわたる場合についても誠意をもって対応すること。

#### 1.8 提出書類

- (1) 受注者は、業務の着手及び完了に当って、業務委託契約書に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 業務計画書 (ニ) 管理技術者届  
(ホ) 照査技術者届 (ヘ) 管理技術者経歴書 (ト) 照査技術者経歴書  
(チ) 職務分担表 (リ) 完了届 (ヌ) 納品書 (ル) 業務委託料請求書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

(2) 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円(消費税込み)以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、

- ① 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、
- ② 登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、
- ③ 完了時は完了後10日以内に、
- ④ 訂正時は適宜、

登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、提出の期限は以下のとおりとする。

- ① 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- ② 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- ③ なお、業務履行中に、受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

#### 1. 9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、業務の技術上の管理を行うに必要な能力を有し、かつ次のいずれかの要件を満たすもので有ること。
  - ① 技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格を有するもの。
  - ② 社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャー(RCCM)資格試験(下水道)に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者。

#### 1. 10 照査技術者及び照査の実施

- (1) 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有する者でなければならない。また照査技術者は管理技術者と同一の者が兼務することはできない。
- (2) 照査の基本事項については、業務計画書にその要領を定め、事前に監督職員の承諾を得ること。
- (3) 主要な区切り毎に基本的照査項目を整理すること。なお、作成した資料は、業務完了に伴って照査結果をとりまとめる照査報告書に含め提出すること。

#### 1. 11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

#### 1. 12 成果品の審査

- (1) 受注者は、業務期間内に高知市上下水道局の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、速やかに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は速やかに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 1. 13 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、高知市上下水道局の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

#### 1. 14 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

#### 1. 15 地元協議等

受注者は、設計の実施中に地元協議が必要になった場合には、随時地元協議を行うものとする。また、地元協議等を実施するときに必要な説明資料及び記録の作成を行うものとする。

#### 1. 16 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

#### 1. 17 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、高知市上下水道局、受注者協議の上、これを定める。

## 第2章 調査

### 2. 1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件等（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分な資料収集、調査をしなければならない。

### 2. 2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

### 2. 3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

### 2. 4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

## 2. 5 試験掘削調査

マンホールトイレの実施設計において、必要な基礎資料を得るため試験掘削調査を行うものとする。なお、その仕様は別途、特記仕様書（試掘工）によるものとする。

## 第3章 設計一般

### 3. 1 打合わせ

- (1) 設計業務着手時及び中間、完了時の5回とし、着手時及び完了時においては管理技術者ならびに照査技術者が立ち会うものとする。
- (2) 業務の実施に当って、受注者は高知市上下水道局と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合わせの際、相互に確認しなければならない。
- (3) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と高知市上下水道局は打合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

### 3. 2 設計基準等

設計にあたっては、高知市の指定する図書及び本仕様書の「準拠すべき図書」に基づき、設計を行うにあたり基準となる事項について高知市と協議のうえ、定めるものとする。

### 3. 3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、高知市上下水道局との協議のうえ、これらの解決にあたらなければならない。

### 3. 4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

### 3. 5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

### 3. 6 参考資料の貸与

高知市上下水道局は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図、令和2年度 災害用マンホールトイレ設計委託業務成果、高知市下水道管路施設設計基準等の資料を所定の手続によって貸与する。

### 3. 7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

### 3. 8 使用機械

本事業務で使用する測量器械器具の検定証明書を提出すること。



## 第4章 設計細則（詳細設計）

### 4.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には高知市上下水道局の承認を受けなければならない。

#### (1) 位置図

位置図(S=1/10,000~1/30,000)は地形図に施工箇所を記入する。

#### (2) 系統図

系統図(S=1/2,500)は、地形図に設計区間を記入する。

#### (3) 平面図

平面図(S=1/500)は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、人孔及び立坑の位置・管渠の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管渠の名称等を記入する。

#### (4) 詳細平面図

詳細平面図(S=1/50~1/100)は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、高知市上下水道局が指示する場合に平面及び断面図を作成する。

#### (5) 縦断面図

縦断面図(S=縦1/100,横1/500)は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、人孔の種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称等を記入する。

#### (6) 横断面図

構造図(S=1/10~1/100)は、次の要領で記入する。

高知市下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を法等及び管渠の名称又は横断位置の名称等を記入する。

#### (7) 構造図

構造図(S=1/10~1/100)は、次の要領で記入する。

高知市下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

#### (8) 仮設図

仮設図(S=1/10~1/100)は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸

法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

#### 4. 2 各種計算

管種、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法等の計算に当っては、高知市上下水道局と十分協議を行い、計算方針を確認して行わなければならない。

#### 4. 3 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。

#### 4. 4 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

### 第5章 照査

#### 5. 1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で最新の技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、設計図書に誤りがないようにすること。

#### 5. 2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、業務遂行に必要な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

#### 5. 3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画（構造計画、仮設計画等をいう。）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

### 第6章 成果品

#### 6. 1 成果品

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、成果品は白焼きを標準とし、その編集方法については、あらかじめ監督職員と協議すること。

#### 6. 2 実施設計関係提出成果品（詳細設計）

番号	名称	縮尺	形状寸法	提出部数
1	位置図	1/10,000~1/30,000	縮小版（A4）	2部

2	系統図	1/2, 500	縮小版 (A4)	2部
3	施設平面図	1/500	縮小版 (A4)	2部
4	詳細平面図	1/50~1/100	縮小版 (A4)	2部
5	縦断面図	縦 1/100 , 横 1/500	縮小版 (A4)	2部
6	横断面図	1/50~1/100	縮小版 (A4)	2部
7	構造図	1/10~1/100	縮小版 (A4)	2部
8	仮設図	1/10~1/100	縮小版 (A4)	2部
9	水理計算書	-	A4	2部
10	構造計算書	-	A4 又は A3	2部
11	数量計算書	-	A4	2部
12	報告書	-	A4	2部
13	特記仕様書	-	A4	2部
14	打合せ記録	-	A4	2部
15	概算工事費算定書	-	A4	2部
16	その他発注者が指示するもの	-	1式	1式
17	その他の資料	-	1式	原稿

## 第7章 参考図書

### 7.1 参考図書

業務は、下記の掲げる図書や高知県土木設計等業務共通仕様書に記載の図書に準拠して行うものとする。また仕様書及び参考文献は設計作業時点での最新版を用いる。設計作業中に改訂された場合は監督職員と協議しなければならない。

- (1) 下水道施設設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (2) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- (3) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (日本下水道協会)
- (4) 下水道管路施設設計の手引 (日本下水道協会)
- (5) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (日本下水道協会)
- (6) 下水道施設耐震対計算例—管路施設編 (日本下水道協会)
- (7) 下水道マンホール安全対策の手引き (案) (日本下水道協会)
- (8) 水理公式集 (土木学会)
- (9) コンクリート標準示方書 (土木学会)
- (10) トンネル標準示方書 (シールド編) 同解説 (土木学会)
- (11) " (山岳工法編) " ( " )
- (12) " (開削工法編) " ( " )
- (13) 道路技術基準通達集 (国土交通省)
- (14) 道路構造令, 同解説と運用 (建設省, 日本道路協会)
- (15) 道路土工—仮設構造物工指針 (日本道路協会)
- (16) 道路土工—カルバート工指針 (日本道路協会)

- (17) 道路土工—カルバート工指針 (日本道路協会)
- (18) 共同溝設計指針 (日本道路協会)
- (19) 道路橋示方書・同解説 (日本道路協会)
- (20) 水門鉄管技術基準 (水門鉄管協会)
- (21) 改定河川砂防技術基準 (案) 同解説 (日本河川協会)
- (22) 港湾構造物設計基準 (日本港湾協会)
- (23) 土工学ハンドブック (土木学会)
- (24) 土質工学ハンドブック (土質工学会)
- (25) 高知市下水道構造標準図
- (26) 高知市の道路埋設標準定規図

# マンホールトイレ実施設計委託業務（R6-1）

## 特記仕様書

### 第1条 個人情報の保護について

- 1 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

### 第2条 検査

- 1 材料確認が必要な場合は業務計画書に記載又は、材料確認願を提出し、確認を得なければならない。

### 第3条 成果品

- 1 提出する成果品については、以下のものを追加する。
  - (1) 測量機械器具検定証明書(国土交通省公共測量作業規程第14条による)
  - (2) 成果品検定証明書, 検定記録書(国土交通省公共測量作業規程第15条による)
- 2 電子納品で提出されたデジタル写真について
  - (1) 電子納品により引渡しを受けた成果品のデジタル写真については、電子媒体の副を保管することとなる担当部署において、無断編集等についての調査を行うことがある。  
なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡副を保管することとなる担当部署において、無断編集等についての調査を行うことがある。

### 第4条 技術管理

- 1 機械器具の検定
  - (1) 測量作業に使用する測量機器は測量作業規程に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書を提出すること。
- 2 成果品の検定
  - (1) 本業務の成果品のうち、第1回打ち合わせ時に公共測量規程第15条により指定された場合は、測量作業規程に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する測量成果品検定記録書(品質管理図を含む)を提出すること。  
※ 成果品の検定は、高精度を必要とするもの、または利用度の高いものについて適用する。

### 第5条 趣旨

高知市が発注する大規模災害時の指定避難所における「マンホールトイレ実施設計委託業務（R6-1）」(以下「本業務」という。)に適用する。

本業務の一般的な事項は、「高知県土木設計等業務共通仕様書」の規定によるほか、下記により、誠意をもってその委託業務を行うものとする。

### 第6条 業務目的

今後発生が懸念される南海トラフ地震を始めとする大規模災害時には、停電、断水、給排水設備の損壊、汚水処理施設の機能停止等により、水洗トイレの使用ができなくなると、避難所の衛

生状態悪化による避難者の健康被害への影響が懸念されている。

本業務は、市内3箇所の指定避難所を対象に、下水道と接続する貯留機能を有する下水道接続式マンホールトイレの適切な配置計画を立案するとともに、工事発注に必要な設計図・数量計算書を作成することを目的としたものである。

## 第7条 対象施設

本業務で対象とする指定避難所は以下のとおりである。

### ① 下水道接続式マンホールトイレ（新設）

No	施設名	収容避難可能人数
1.	第六小学校	925人
2	一ツ橋小学校	1,075人
3	五台山小学校	604人

## 第8条 業務内容

### 1 設計計画

本業務に関する趣旨・目的を把握し、業務を実施するにあたっての作業方針、作業スケジュール及び作業時の連絡体制等についての、業務計画書を作成し提出する。

なお、業務計画書の内容が追加、変更になる場合は、その都度提出しなければならない。

### 2 現地踏査及び施工条件の確認

施設（学校）管理者と連絡調整を行い、施設の現地踏査を実施し、地形や埋設物、支障物件、周辺施設との近接等の施工条件を確認する。

### 3 現況図面の作成

既存資料や現地踏査の結果に基づき、建物配置や周辺道路、地下埋設物などを記載した現況図面（CAD）を作成する。

### 4 設計条件の確認

設計する条件は以下のとおりである。

- ① 想定収容避難者が2週間利用するものとして、完成時の全体容量を決定する。
- ② トイレ基数は、想定収容避難者数50人あたりに1基として、完成時の計画を行うこととし、施工における基数は別途協議すること。
- ③ 設置個所は、し尿の収集運搬車が進入可能で、水源に近いこと。
- ④ 避難所運営マニュアルに基づき、避難者の利便性に配慮するとともに、照明や舗装などの周辺状況を踏まえた施設設計を行うこと。
- ⑤ 施設（学校）管理者との協議事項を踏まえた施設設計を行うこと。

### 5 下水道接続式マンホールトイレ（新設）

放流先となる既設下水道管渠の管底高や地下埋設物などの設計条件を踏まえ、施設ごとに最適な配置計画を行う。

施設（学校）管理者との協議事項を踏まえて、設計条件に応じた適切な形式（コンクリート製、FRP製等）を抽出し、構造・施工性・維持管理（附属設備の保管含む）・経済性などの特性を比較一覧表にとりまとめ、施設ごとに最適な配置計画や形式、基本構造諸元を決定し計画図を作成する。

## 6 協議資料の作成

検討された設計図書等に基づき、施設（学校）管理者や業務委託実施に係る関係機関との協議用資料及び説明用資料等の作成を行う。

## 7 照査

基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は設計業務共通仕様書第 1107 条第 5 項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

## 8 報告書作成

検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

## 9 環境物品等の調達推進（グリーン購入法）

業務委託において「国等による環境物品等の調達推進に関する法律」（（グリーン購入法）、「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」及び「第 3 次 高知市環境保全率先実行計画（H23～H27）」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものを使用することとする

## 10 業務委託現場における県内産木材の木製品使用について

受注者は、業務委託請負金額（消費税含む）が 250 万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の業務委託用仮設に関する資材は、以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

(1)①～⑤の資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

- ① 掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）
- ② 業務委託看板（1ヶ所以上）
- ③ バリケード（1品以上）
- ④ 木製クッションドラム（1品以上）
- ⑤ 交通安全管理等の標示板

ただし、供用中の道路に係る業務委託の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路業務委託の安全施設設置要領（案）」（平成 8 年 3 月）に準拠すること。

(2) 上記 (1) の資材を必要としない業務委託については、その旨を施工計画書に記載し監督員の確認を得ること。その場合は、上記 (1) 以外の仮設備、保安施設等の業務委託用仮設資材で木製品をできるだけ 1 品以上使用すること。

## 11 交通誘導警備員の配置について

交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できる者と監督職員が認めたものについては、この限りでない。

## 12 建設副産物

(1) 建設副産物（土砂、コンクリート塊、アスファルト塊等）の処理及び利用については関係法令、



施工条件明示を遵守し、リサイクルに努めるとともに適正に処理すること。

- (2) 受注者が設置する自己処分場に建設副産物を処理する場合は、知事(中核市、政令都市の場合は市長)の許可を得ること。

### 13 デジタル写真の小黑板情報電子化

デジタル写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に業務委託写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、業務委託写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、業務委託写真の改ざん防止を図るものである。

本業務委託でデジタル写真の小黑板情報電子化を行う場合は、業務委託契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル写真の小黑板情報電子化対象業務委託(以下、「対象業務委託」という。)とすることができる。

対象業務委託では、以下の(1)から(3)の全てを実施することとする。

#### (1) 対象機器の導入

受注者は、デジタル業務委託写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)については、高知市土木請負業務委託技術管理指針の第9条(写真管理)(2)撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、業務委託着手前に、本業務委託での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

#### (2) デジタル業務委託写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、前項(1)の使用機器を用いてデジタル業務委託写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、高知市土木請負業務委託技術管理指針の第9条(写真管理)(2)撮影基準による。

ただし、対象業務委託において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

#### (3) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項(2)に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」という。)を、業務委託完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に、受注者はURL

「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

### 14 不当介入の排除について

暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下この文において「不当介入」という。）の排除について

- (1) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
- (3) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。
- (4) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市建設工事請負業者指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

## 第9条 汚水貯留槽

### 1 構造比較検討

既存資料及び現地踏査結果をもとに、荷重条件等設計上の基本条件について確認を行い、実施可能な工法（貯留槽等の付帯構造物を含む）の抽出を行い、技術的特性及び問題点を整理して、比較案を3案程度選定し最適構造形式を明示するものとする。

特定の材料、又は特許権に係わる工法（又は含む構造）を選定する場合は、その見本、又は説明書を提出しなければならない。

### 2 汚水管渠実施設計

試掘の結果や選定された貯留槽の構造形式に対して経済的になるような排水システムを設定し、系統図・平面図・各種構造図・仮設図等の作成を行うものとする。

### 3 汚水貯留槽実施設計

選定された構造形式について工事に必要な詳細構造（貯水槽等の付帯構造物を含む）を設計し、工事発注に必要な設計図・数量計算書を作成するものとする。

### 4 施工計画

構造物の規模や現場条件等に基づき、問題点を抽出・整理したうえで施工手順、資機材配置計画、工程計画等の具体的な施工計画について検討を行い、施工計画図を作成する。

## 第10条 その他

業務の実施中に、仕様書に明示なき事項、またはその内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者及び受注者で協議の上、決定するものとする。

# マンホールトイレ実施設計委託業務（R6-1）

## 特記仕様書（試掘工）

### 1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書に特に定めのない事項については、下記の基準によらなければならない。

本工事特記仕様書

建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）

土木施工管理の手引（四国地方整備局）

高知市土木請負工事技術管理指針

高知市土木請負工事共通仕様書【共通編】【下水道編】

建設工事共通仕様書（高知県）

建設技術者必携 建設工事技術管理要綱（高知県）

道路工事の安全施設設置要領(案)

施工マニュアル（高知市）

地元説明マニュアル（高知市）

下水道土木工事共通仕様書(案)(国土交通省 都市・地域整備局下水道部)

建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）

建設廃棄物処理指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）

その他

注）上記の「適用すべき諸基準」等で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。

なお、工事途中で改訂された場合は監督職員と協議しなければならない。

### 2 規則

試掘の施工にあたっては、労働基準法、建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法規及び労働安全衛生法等の工事施工に関する規則条件等を遵守しなければならない。

### 3 許可届出

試掘の施工上必要な諸官公署その他の申請等について図面等を作成して監督職員に提出し、すみやかに申請及び届出出来るように配慮しなければならない。

### 4 建設公害の防止

試掘の施工にあたっては、次の項目に留意するとともに、周辺関係者に十分な説明を行い、理解と協力が得られるよう対処しなければならない。

#### (1) 振動防止

試掘に伴う振動については、近接構造物に損傷を与える場合があるので、振動防止法を遵守するとともに施工に十分注意が必要である。

#### (2) 低騒音型・低振動型建設機械の使用

試掘作業は低騒音型建設機械の使用を原則とする。

- ・掘削、積込作業、締固め作業
- ・発動発電機等の可搬式もの

- ・舗装版とりこわし作業は油圧ジャッキ式舗装版破碎機，低騒音型のバックホウの使用を原則とする。

(3) その他

掘削，運搬等に伴う砂ぼこり，路面への泥の飛散に注意が必要である。

## 5 施工

- (1) 試掘は，埋設物確認書により管理者現場立会いの上行うとともに，工事による損傷等のないようにしなければならない。
- (2) 立会いの状況及び試掘結果は，地下埋設物調査記録簿としてとりまとめることとする。
- (3) 地下埋設物調査記録簿には，以下の内容を必ず記載することとする。

- ・調査位置図
- ・調査年月日
- ・埋設物管理者の立会状況
- ・平面図，横断図（記載例を参照）

図面には埋設物件だけでなく，側溝や境界壁など地形地物や既設舗装厚，土質状況（岩盤の有無）も記載すること。埋設物件については，地形地物からの距離や埋設物間の距離，物件名，管径，管種を記載すること。

横断図には埋設物件の標高とその位置の道路地盤高を記載すること。地下水がある場合は，水位も記載すること。

- ・写真

写真は全試掘箇所撮影することとし，着手前と完成，掘削から復旧までの施行状況を撮影すること。

また，これとは別に全試掘箇所埋設物件の位置が明確に分かる写真を撮影すること。黒板には埋設物件の名称，管径，管種，位置，標高を記載し，スタッフ及びリボンテープなどで埋設物件の位置を明確にすること。

- (4) 埋設物件の位置はオフセットで記録し，本復旧後も埋設物件の位置，方向が分かるようピンを打設し，後日確認できるようにしておくこと。

## 6 軽油引取税の課税免除の報告

受注者もしくは下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において，軽油引取税の課税免除の免許証の交付及び承認がある場合は，すみやかに監督職員に報告しなければならない。また，その場合，該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

## 7 交通安全管理

受注者は，供用中の道路に係る工事の施工にあたっては，「道路工事の安全施設設置要領(案)」(平成8年3月)等を参考に実施するものとし，より一層の安全対策を講じるものとする。

## 8 事故防止

- (1) 第三者に対する事故防止

受注者は，公衆の生命身体及び財産に関する危害，迷惑を防止するため必要な措置を講じなければな

らない。

## (2) 試掘における事故防止

イ. 試掘は各工種に適した工法に従って施工し、施設の不備または不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意すること。

ロ. 試掘においては、常に危険に対する認識を十分にしておき、作業の手違い、従事者の不注意等は厳しくいましめること。

ハ. 使用機械器材の取扱には熟練者を配置し、常に機能の点検、整備を完全に行い運転にあたっては操作を誤らないようにすること。

ニ. 地下埋設物確認書により当該埋設物管理者に立会いを求め、試掘調査を十分に行い埋設物の位置を確認し、埋設物に損傷を与えないよう注意すること。

ホ. 埋設物に近接して掘削する場合は、周囲地盤の緩み沈下等に十分注意して施工し、必要があると認めるときは、当該埋設物管理者と協議のうえ防護措置等を講じること。万一損傷が生じた場合は、受注者の責任において迅速に処理すること。

## 9 事故報告

受注者は、工事中事故があったときは直ちに所要の措置を講じるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について直ちに監督職員に報告書を提出すること。

## 10 現場管理

共通仕様書等によるものの他、下記の事項を遵守しなければならない。

### (1) 関係機関等との連絡協調

受注者は、業務期間中関係官公署その他の取締機関に対して、緊密な連絡をとり、十分協調を保つとともに現場に関係のある個人に対しても親切を旨とし円滑な業務の進捗を図ること。



# 位置図

